



2012年4月25日 第2012-024号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策・政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

改正労働契約法案・被用者年金一元化法案国会提出

現在開催中の第180通常国会には、職場や暮らしに関連している労働法制・社会保険の改正法案が審議されます。これまでに、高齢者雇用安定法や国民年金法等の改正法案が国会へ提出されています。さらに3月30日には、有期労働契約を期間の定めのない労働契

約へ転換するための仕組み等を盛り込んだ、労働契約法改正法案が、4月13日には、厚生年金と共済年金を一元化するための、被用者年金一元化法案がそれぞれ国会へ提出されました。

【労働契約法改正法案の概要】

1. 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合()は、労働者の申し込みにより、無期労働契約()に転換させる仕組みを導入する。

原則として、6ヵ月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。また、別段の定めがない限り、従前と同一の労働条件とする。

2. 雇止め法理(判例法理)を制定法化する。

有期労働契約の反復更新により、無期労働契約と実質的に異ならない状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新(締結)されたものとみなす。

3. 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期労働契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

【被用者年金一元化法案の概要】

1. 厚生年金に公務員・私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

2. 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。

3. 共済年金の1・2階部分の保険料を引上げ、厚生年金の保険料率に統一する。

4. 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。

5. 恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置を講ずる。